改正前国共済法第八十七条の四	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	
	算定される障害共済年金	算定される旧職域加算障害給付	
改正前国共済法第八十九条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(1)(2)	(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算して得た	(2)に掲げる	
改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ	月数（	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数（	
改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ	(1)(2)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した	(2)に掲げる	
改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ(2)	月数	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数	
改正前国共済法第八十九条第一項第二号	退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十一条の二において「退職共済年金等」という。）のいずれか	旧職域加算退職給付	
改正前国共済法第八十九条第一項第二号イ(1)	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
改正前国共済法第八十九条第一項第二号イ(2)	金額から政令で定める額を控除した金額	金額	
改正前国共済法第八十九条第一項第二号イ(2)	金額に当該政令で定める額を加算した額	金額	
改正前国共済法第八十九条第一項第二号ロ	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
	退職共済年金等の額の合計額（第七十八条第一項の規定又は他の法令の	旧職域加算退職給付に相当する額	

						改正前国共済法第八十九条第三項		
						遺族共済年金（	旧職域加算遺族給付（	規定に相当する同項の規定により政令で定めるものとして政令で定める額に加算された年金等に係る同項の規定を適用しないこれらの額に相当する額（以下「政令で定める額」という。）を控除した額
						公務等による遺族共済年金	公務等による旧職域加算遺族給付	
						前二項	第一項	
						第一項第一号イ(2)	同項第一号イ(2)	
						月数」	合算した月数」	
						月数（	合算した月数（	
						遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付	
						五十円	五十銭	
						百円	一円	
						とする。）から厚生年金相当額（公務等による旧職域加算金保険法第五十八条第一項ただし書の規定（改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により算定した額）の二分の一に相当する額を控除して得た額をいう。）を控除した額		
改正前国共済法第八十九条第六項	前各項	遺族共済年金					第一項、第三項及び第四項	旧職域加算遺族給付